



長野県報

9月24日(火)
平成25年
(2013年)
第2508号

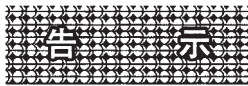
目次

告示

| | |
|---|---|
| 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)..... | 1 |
| 救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回(医療推進課)..... | 1 |
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室)..... | 2 |
| 公共測量の実施(2件)(建設政策課)..... | 2 |
| 河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課)..... | 2 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)..... | 3 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... | 3 |

公告

| | |
|---|----|
| 特定調達契約に係る一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)..... | 4 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)..... | 5 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)..... | 5 |
| 一般競争入札(財産活用課)..... | 5 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(5件)(経営支援課)..... | 6 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(経営支援課)..... | 13 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課)..... | 13 |
| 開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課)..... | 14 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(生活排水課)..... | 14 |
| 一般競争入札(企業局)..... | 15 |



長野県告示第473号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部守一

| 名称 | 所在地 | 認定の有効期限 |
|--------|---------------|------------|
| 丸子中央病院 | 上田市中丸子1771番地1 | 平成28年8月13日 |

医療推進課

長野県告示第474号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部守一

| 名称 | 所在地 | 撤回日 |
|----------|--------------|------------|
| 丸子中央総合病院 | 上田市上丸子335番地5 | 平成25年8月13日 |

医療推進課

長野県告示第475号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者
通所介護

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|------------------|----------------|-----------------|------------|
| 株式会社ココロあすなろ | リハビリデイサービスあすなろ | 下伊那郡阿智村駒場1075-4 | 平成25年9月16日 |
| 株式会社日本夜間介護センター岡谷 | グットケア24松本 | 松本市島内4578-1 | 平成25年9月16日 |

2 指定介護予防サービス事業者
介護予防通所介護

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|------------------|----------------|-----------------|------------|
| 株式会社ココロあすなろ | リハビリデイサービスあすなろ | 下伊那郡阿智村駒場1075-4 | 平成25年9月16日 |
| 株式会社日本夜間介護センター岡谷 | グットケア24松本 | 松本市島内4578-1 | 平成25年9月16日 |

健康長寿課介護支援室

長野県告示第476号

長和町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量（数値写真撮影、地図情報レベル1000数値地形図修正）
- 作業期間
平成25年9月13日から平成26年1月20日まで
- 作業地域
小県郡長和町

建設政策課

長野県告示第477号

木曾町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）
- 作業期間
平成25年9月12日から平成26年2月28日まで
- 作業地域
木曾郡木曾町

建設政策課

長野県告示第478号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成25年9月24日

長野県知事 阿部 守一

- 河川の名称
信濃川水系 一級河川 浅川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成25年9月24日
- 廃川敷地等の位置
長野市吉田二丁目428番16地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 7.44平方メートル
- 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年10月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年 9月24日

長野県上田建設事務所長 戸谷 勝彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美ヶ原和田線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|------------|-----------|
| 小県郡長和町和田字ゴッペイ5176番の4地先から 小県郡長和町和田字ゴッペイ5176番の35地先まで | 旧 | 4.3~12.0 m | 0.4392 km |
| 同上 | 新 | 7.0~28.1 | 0.4392 |

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年10月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年 9月24日

長野県木曾建設事務所長 白田 敦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 開田三岳福島線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|------------|-----------|
| 木曾郡木曾町開田高原西野5077番の1地先から 木曾郡木曾町開田高原西野5227番の430地先まで | 旧 | 8.2~37.9 m | 1.2160 km |
| 同上 | 新 | 8.9~37.9 | 1.2160 |

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年10月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年 9月24日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大野田梓橋停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|------------|-----------|
| 松本市梓川倭1966番の1地先から 松本市梓川倭2013番の1地先まで | 旧 | 6.0~10.2 m | 0.3580 km |
| 同上 | 新 | 8.3~12.4 | 0.3580 |

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年10月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年 9月24日

長野県木曾建設事務所長 白田 敦

- 1 路線名 開田三岳福島線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡木曾町開田高原西野5077番の1地先から
木曾郡木曾町開田高原西野5227番の430地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年 9月24日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年10月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年 9月24日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 路線名 松本環状高家線
- 2 供用を開始する区間
松本市梓川倭1966番の1地先から
松本市梓川倭2013番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年 9月24日

道路管理課